

デジタル写真撮影管理基準

平成30年4月

春日那珂川水道企業団

建 設 課

第1章 総則

(目的)

- 1 この基準は、デジタルカメラによる工事写真の撮影及び整理方法について、必要な事項を定め、請負者が工事の経過及び施工管理の状況等を適切に記録、管理、提出することを目的とする。

(適用)

- 2 この基準は、春日那珂川水道企業団が発注する導水、送水、配水管の請負工事に適用する。ただし、この基準によりがたい場合は、監督員の指示によるものとする。

(工事写真の分類)

- 3 工事写真は、次のとおり分類する。
 - (1) 着工前と完成後の対比
 - (2) 材料検査
 - (3) 保安設備
 - (4) 本管布設工
 - (5) 不断水・ストッパー工
 - (6) 管路埋設位置状況
 - (7) 継手施工状況
 - (8) 給水管布設工
 - (9) 本管土工
 - (10) 給水管土工
 - (11) 本復旧工
 - (12) 区画線工
 - (13) コア抜き工
 - (14) 安全管理写真
 - (15) 消火栓工事

第2章 写真撮影の方法

(撮影箇所)

- 1 工事写真の撮影は、第1章3に示す写真分類ごとに必要な箇所を撮影する。
また、撮影箇所の詳細については、本基準の第3章の規定によるものとする。

(撮影時期)

- 2 工事写真の撮影にあたっては、常に工事進捗状況を把握し、撮影時期を失しないように留意すること。なお、撮影漏れや紛失等が発生した場合、該当箇所を再度掘削し撮影させることがあるため、十分注意すること。

(撮影方法)

- 3 撮影は形状、寸法、位置等が判別できるように一定方向から撮影し、原則として工事名、工種、測点、管割図等の詳細を記載した黒板と測定器具を添えて行うものとする。

第3章 撮影箇所の詳細

(着工前と完成後の対比)

- 1 着工前と完成後の写真は、同一位置、同一方向から対比できるよう撮影すること。

(材料検査)

- 2 監督員立会による検査実施状況を撮影すること。

(保安設備)

- 3 交通誘導員配置状況、工事看板設置状況等を撮影したもの。

(本管布設工)

- 4 本管布設工の撮影については、以下の点に留意すること。
 - (1) 直管に通し番号を付し、その番号を受口及び挿口部の両方に記入し、ポリスリーブ取付け前に撮影する。
 - (2) 異形管等については、名称を記入し撮影する。
 - (3) 切管については、長さを両端に記入し撮影する。
 - (4) GX管及びNS管において、ライナーを挿入している場合は受口に①を記入する。
 - (5) ポリスリーブ取付け状況は、数本(2～5本)まとめて撮影する。
 - (6) 鋳鉄管切断工(専用切断機使用及び端面補修後の状況を撮影)
 - (7) 弁栓設置、弁室もすべて撮影する。

(不断水・ストッパー工)

- 5 不断水・ストッパー工は以下の項目を撮影すること。
 - (1) 設置前
 - (2) 水圧テスト(1.00MPa)

- (3) 穿孔状況
- (4) 穿孔切片
- (5) 完了後（防食キャップ取付状況が確認できるように）

（管路埋設位置状況）

- 6 管路埋設位置状況の撮影については、以下のとおりとする。
- (1) 測点毎（20m毎）にスタッフをあて、管の深さ及び官民境界からの距離を撮影する。異形管による路線変更点及び分岐点は、測点に関係なく同様の撮影を行う。測点結果をまとめ必ず完成図に反映させること。
 - (2) 仮設配管については40m毎に撮影を行う。

（継手施工状況）

- 7 継手施工状況の撮影については、以下の項目を本管の口径ごとに1枚ずつ撮影すること。
- (1) フランジ継手
 - ・トルクレンチ締付状況（各口径での規定値）
 - (2) 鋳鉄管継手
 - ・NS継手接続状況
 - ・トルクレンチ締付状況（各口径での規定値）
 - (3) 融着継手
 - ・EF継手融着状況

（給水管布設工）

- 8 給水管布設工については、全戸に番号を付し、その番号と名前及び接合部分の口径、管種を黒板に記入し、全戸撮影すること。また、撮影項目については以下のとおりとする。
- (1) 穿孔状況（電動穿孔機使用）
 - (2) コア挿入状況（本設のみ）
 - (3) 給水管布設状況
 - (4) 既設管との接続状況
 - (5) 宅地内施工箇所の手前、完成後

（本管土工）

- 9 本管土工の写真撮影は、原則として100mにつき1ヶ所の割合で撮影する。別途監督員が指示する場合は、監督員の指示に従うこと。なお、撮影項目については以下のとおりとする。

- (1) 舗装版切断工
- (2) 舗装切断濁水運搬処理工
- (3) 舗装版破砕工
- (4) 舗装殻処理工（中間処理地における投棄状況）
- (5) 機械掘削工
- (6) 人力掘削工
- (7) 床均し工
- (8) 残土処理工
- (9) 管布設工（ポリスリーブ取付後）
- (10) 埋戻し工（20cmごとに転圧工、水締め状況も撮影。但し、国県道の水締めは不要）
- (11) 管表示設置工
- (12) 仮復旧工（路盤工～表層工）

（給水管土工）

- 10 給水管土工の写真撮影は、原則として20件につき1ヶ所の割合で撮影すること。
ただし、現場の状況により変更することがあるので監督員に確認すること。撮影手順は本管土工と同様とする。

（本復旧工）

- 11 本復旧工の写真撮影について、以下のとおりとする。

(1) 撮影項目

本復旧工の撮影項目としては、舗装版切断及び濁水運搬処理、影響幅、舗装版剥取り、舗装版積み込み・処理、不陸整正、乳剤散布、養生砂散布、温度測定、舗装、コア採取、完成とする。

(2) 撮影頻度

原則として本管土工と同じ100mにつき1ヶ所とするが、工事の状況によっては変更する可能性も十分あるため、必ず監督員と協議すること。

(3) 温度設定

アスファルトの到着時と敷き均し時の温度を黒板に明記し、温度計の目盛りが確認できるように撮影すること。また、測定箇所は測点上とし、100㎡に1ヶ所の割合で撮影すること。

(4) 影響幅の確認

本復旧工の舗装版切断後にスケール等を当て、影響幅が確認できる写真を撮影すること。

(5) コア採取状況

施行面積 5 0 0 m²につき 1 箇所以上採取することし、コア採取状況及び舗装厚が確認できるコアを撮影すること。また、監督員及び管理者の指示がある場合は、その指示に従うこと。

(区画線工)

- 1 2 区画線については、着工前および完成後の全景が対比できるように撮影すること。

(コア抜き工)

- 1 3 側溝に泥吐き管を布設した状況写真。なお、モルタル等の補修まで完了した写真でなければならない。

(安全管理写真)

- 1 4 安全管理写真は、安全ミーティング（作業内容、人員、資機材搬入予定等の確認、作業に対する安全指示事項の伝達）、朝礼、及び重機点検状況を撮影すること。

(消火栓工事)

- 1 5 消火栓設置、移設がある場合は以下の写真を撮影すること。

- (1) 消火栓設置箇所を含んだ着工前と完成後の対比
- (2) 材料検査（消火栓使用材料すべて）
- (3) 丁字管据付完了状況
- (4) 消火栓据付状況（フランジ短管、補修弁も含む）
- (5) 消火栓 BOX 据付完了状況
- (6) 消火栓 BOX 内収納状況（BOX 鉄蓋開時の真上から撮影）
- (7) 本復旧完了後の BOX 鉄蓋閉時の状況写真

なお、消火栓 1 基ごとに必ず撮影すること。また、仮設の場合も同様に撮影すること。

消火栓移設工事における着工前と完成後の対比で移設距離がある場合は、既設及び移設箇所での着工前及び完成後の写真を各箇所それぞれ撮影すること。

消火栓撤去箇所については、消火栓撤去前と撤去後の状況写真を撮影すること。

第 4 章 写真の整理・規格及び提出

(写真の整理)

- 1 請負者は、撮影後デジタルカメラのデータの内容を速やかに確認し、写真データの整理参考例に準じて第 1 章 3 に示す工事写真種類の番号、タイトルをフォルダ名として整理する。また、「(9) 本管土工」等枚数が多い場合は、その下位で路線名等のフォルダ

を作成し分類すること。形式はJ P E Gとする。

(写真の規格)

- 2 デジタルカメラのデータは、画素数300万画素程度とすること。

(写真の編集)

- 3 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

(写真の提出)

- 4 デジタルカメラのデータは、電子媒体(CD-R)で提出すること。

なお、電子媒体(CD-R)のラベルについては、工事写真データCD-Rラベル作成参考例に準ずること。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。